

議員提案第56号

教育公務員特例法の早期改正を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

平成22年3月23日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

渡辺 仁

青柳 正司

下坂 忠彦

串田 修平

木村 文祐

遠藤 哲

渡辺 孝二

小山 進

## 教育公務員特例法の早期改正を求める意見書

北海道教職員組合（北教組）が、小林千代美衆議院議員の陣営に不正な資金を提供していた疑いが持たれている事件は、3月1日に札幌地検が北教組の委員長代理以下の幹部を政治資金規正法違反容疑で逮捕するという、重大な事態に発展しました。

教職員組合の違法な選挙活動については、平成18年に山梨県教職員組合（山教組）が参議院選挙で輿石東参議院議員を応援するために、組合員の教職員から政治資金を集め、政治団体の政治資金収支報告書に虚偽の記載をしたとして、政治資金規正法違反で有罪となるなどの事件がこれまでも起きており、子供たちに対して強い影響力、支配力を持つ教員の政治的行為については、かねて厳正に中立を保つべきと指摘されていたところであります。

公立学校の教育公務員の政治的行為の制限を定めた「教育公務員特例法」の第18条には、現在、罰則が設けられておらず、北教組や山教組の事件などを見ると、残念ながら、法の実効性が担保されているとは言いがたい状況です。

鳩山内閣総理大臣もかかる状況を認め、3月1日の衆議院予算委員会において「教育公務員特例法」の改正につき川端文部科学大臣に検討を指示しましたが、改正すべき点は、公立学校の教育公務員が政治的行為の制限に違反した場合に、国家公務員並みの罰則を設けることのみと単純明快であり、何ら適法な教員の活動に制限を設けるものではありません。したがって、政府においては、直ちに法改正に着手するよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成22年3月23日

新潟市議会議長  
志田 常佳

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
副総理大臣・財務大臣  
文部科学大臣  
内閣官房長官  
国家戦略担当大臣

} あて